

滋賀県職員生活協同組合個人情報保護規程

(目的)

第 1 条 この規程は、個人情報の取扱いに伴う組合員(組合員の家族を含む。)の権利利益を保護するため、滋賀県職員生活協同組合(以下「職員生協」という。)の業務遂行に関連して取得する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において「個人情報」とは、職員生協の業務遂行に関連して収集および取得された個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、住所、生年月日、電話番号、組合員番号、出資金、注文書その他の記述等(画像・音声を含む。)により特定の個人を識別できるものをいう。なお、個人情報の形態は見読可能なものおよび情報記録媒体に記録されたものをいう。

(適用範囲)

第 3 条 この規程は、職員生協の役員および職員に対して適用する。また、個人情報を取扱う業務を外部に委託する場合および労働派遣法に基づく派遣労働者を受け入れる場合等もこの規程の目的とするところに従って、個人情報の適切な保護を図るものとする。

(収集および取得の原則)

第 4 条 個人情報の収集および取得は、次の原則に従って行うものとする。

- (1) 職員生協の業務遂行上必要な範囲において、あらかじめ利用目的を特定すること。
- (2) 収集は、適法かつ公正な手段によって行い、収集に際して本人に利用目的を明示すること。
- (3) 第三者からの個人情報を収集するに際しては、その手段が適法かつ公正であることを確認し、当該個人の権利利益を不当に侵害することのないように留意すること。

(利用および提供)

第 5 条 個人情報を取得したときは、あらかじめ利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し、または公表しなければならない。

2 個人情報の利用および提供は次の原則に従って行うものとする。

- (1) 個人情報の利用は、あらかじめ明示した目的の範囲内に限ること。
- (2) 利用目的を変更する場合は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で行うとともに、その変更目的と内容を本人に通知し、または公表すること。
- (3) 法令に基づく場合を除き、本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならないこと。
- (4) グループによる共同利用の場合は、共同利用者の範囲、利用する情報の種類、利用目的および情報管理の責任者名などについて、あらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状況に置くこと。

(委託に伴う措置)

第 6 条 職員生協は、個人情報を取扱う業務を外部に委託するときは、個人情報を委託業務目的以外の使用および複製の禁止、秘密保持義務および個人情報の漏洩、毀損、紛失等の事故防止についての措置を委託契約書に定めるとともに、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(正確性および最新性の確保)

第 7 条 職員生協は、個人情報を利用目的に応じ必要な範囲において、正確かつ最新の状態で管理するよう努める。

(安全性の確保)

第 8 条 職員生協は、個人情報の漏洩、滅失、改ざん、毀損等の防止に対して、この規程に定める事項のほか法令、その他管理手順書等に従い、合理的な安全対策を講じなければならない。

2 不要になった個人情報および所定の保存期間が終了した個人情報は、適正な方法によって破棄または消去するものとする。

(保有個人情報に関する事項の公表)

第 9 条 職員生協は、保有する個人情報に関する次の事項について本人の求めに応じて、遅滞なく回答するものとする。

- (1) 保有個人情報の利用目的
- (2) 規程第10条(情報の開示)、第11条(訂正および削除)および第12条(利用または提供の拒否)に定める事項の手続き
- (3) 保有個人情報の取扱いについての苦情の申し出先

(情報の開示)

第 10 条 職員生協は、本人から自己の個人情報について開示の請求があったときは、本人であることを確認したうえで、別に定める手順で開示するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の場合には開示請求には応じないものとする。

- (1) 法令に定めるとおり、本人に知らせることが不相当と判断される時。
- (2) 本人からの請求に合理的な理由の明示がなく、それらに答えていけば業務に著しく支障が生じるおそれがあるとき。

3 前項の規定に基づき、開示請求に応じない場合には、原則として本人にその理由の説明を行うものとする。

(訂正および削除)

第11条 個人情報の記載内容に誤りがあって、本人から訂正または削除の請求を受けたときは、訂正および削除すべき事項を確認のうえ、遅滞なくその請求に応じ必要な措置を講じなければならない。

(利用または提供の拒否)

第12条 職員生協が保有している個人情報について、本人から自己の情報についての利用または第三者への提供を正当な理由で拒まれたときは、遅滞なく利用または第三者への提供を停止しなければならない。ただし、法令に基づき、本人の同意を得ずに第三者に個人情報を提供したことを理由とするときはこの限りでない。

(個人情報保護管理責任者)

第13条 職員生協は、この規程を厳正に運用するために、個人情報保護管理責任者を配置し、専務理事を充てることとする。

2 個人情報保護管理責任者は、この規程に定めるところに基づき、個人情報保護に関する内部要領、手続き等を整備し、安全対策の実施や、教育・啓発等の推進計画を策定し、この規程の周知徹底等の措置を講ずるものとする。

(職員の義務)

第14条 職員生協の職員は、法令およびこの規程を遵守するとともに、個人情報の漏洩等の事故および法令違反となる行為を発見したときは、速やかに個人情報保護管理責任者に報告しなければならない。

(職員教育)

第15条 職員生協は、職員に個人情報保護の重要性を理解・認識させ、適切な実施を図るため、教育・啓発推進計画に従い、定期的かつ継続的に研修等を実施する。

(従事者の責務)

第16条 個人情報の収集、利用、提供および委託処理等の個人情報を取扱う業務に従事する者は、この規程に定める事項のほか、法令、その他内部要領・手順書もしくは個人情報管理責任者の指示した事項に従い、個人情報の秘密保持に十分な注意を払ってその業務を行わなければならない。

(懲戒)

第17条 法令およびこの規程に故意または重大な過失により違反した職員は、就業規則の定めるところにより懲戒に処する。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、理事会において行う。

(委任)

第19条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(旧規程の廃止)

- 2 滋賀県職員協同組合個人情報保護規程(平成8年11月1日施行)は、廃止する。